

## 「ワンストップ経営相談窓口」経営相談員募集要項

公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）では、横浜市内の中小企業者等が抱える様々な経営課題や、創業・新規事業に関する疑問などについて総合的なアドバイスを実施する「ワンストップ経営相談窓口」において、相談・助言等の支援活動を行う専門家を募集します。

### 1 募集期間

令和8年1月28日（水）から2月11日（水）まで

※指定の[Web フォーム](#)からご応募ください。

### 2 業務内容

- (1) 横浜市内の中小企業者や創業予定者に対する相談対応、相談後のフォローアップ
- (2) 他の相談員等が一堂に会する情報共有会への出席（年間数回程度）
- (3) セミナー講師（専門分野等による）

参考：[ワンストップ経営相談窓口](#)

### 3 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委嘱条件

- (1) 勤務場所：横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター7階 財団事務所内
- (2) 業務時間：9時20分～17時00分（休憩1時間程度）
- (3) 業務日程：曜日固定  
※財団との調整により決定します。  
※土日、祝日、年末年始12月29日～1月3日は休日となります。
- (4) 報酬：1日あたり25,300円  
※社会保険の適用はありません。報酬の中に交通費・消費税・源泉税等を含みます。

### 5 募集種別・募集人数

経営相談員 1名

中小企業診断士としての実務経験が1年以上あり、次の全てに該当する方

- (1) 週1日、曜日固定で経営相談業務が担当可能な方
- (2) 中小企業・小規模事業者、創業希望者の抱える幅広い経営課題の解決に向け、相談対応・助言等に誠実かつ意欲を持って取り組める方で、中小企業からの経営全般に関する相談対応経験がある方
- (3) 次の欠格事由に該当しない方
  - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者
  - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
  - ウ ア及びイに類するものであって、専門家として不適格であると認められる者
- (4) 委嘱開始予定日において70歳未満の方
- (5) 令和8年4月1日時点で適格請求書発行事業者に登録されている方

## 6 応募方法

募集期間内に職務経歴書(※)を添付の上、[こちらの Web フォーム](#)からご応募ください。

※職務経歴書（中小企業への支援実績についても記載してください）は、同内容を含めた任意の書式又は別紙をご活用ください。

【応募期限】令和8年2月11日（水）

## 7 選考スケジュール

(1) 1次選考（書類選考）：1次選考の結果につきましては、2次選考に進む方にのみ、令和8年2月18日（水）までに連絡します。

(2) 2次選考（面接選考）：令和8年2月26日（木）又は2月27日（金）

※面談時間は20分程度です。

※2次選考結果の通知は、令和8年3月初旬までに通知します。

### 【お問合せ先】

(公財) 横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援課

電話:045-225-3714 E-mail: [keiei@idec.or.jp](mailto:keiei@idec.or.jp)